

基準緩和自動車の認定要領の一部改正について

1. 背景

「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）（以下「保安基準」という。）第55条の規定において、その構造により若しくはその使用の様相が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと地方運輸局長が認定した自動車については、保安基準第2章の規定の一部について適用しないこととしています（以下「基準緩和」という。）。

今回、①道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の規定により道路管理者が基準緩和自動車（特殊車両）の通行条件として付した当該基準緩和自動車の前後を誘導するための自動車については、近年の一般車両の通行量の増加により、長大又は超重量物を運送する基準緩和自動車の通行に関して、他の車両への注意喚起の必要性が高くなっているため、誘導中以外の点灯は禁止した上で緑色の点滅する灯火の備え付けの基準緩和が行えるよう所要の改正を行うこと、②平成10年からISO規格の国際海上コンテナ（ISO規格の長さ40フィート及び20フィートのコンテナ）用セミトレーラについては、最大限（積載最大総重量が30.48トン）に積載した状態での運行を可能として基準緩和として取り扱われているところですが、当該車両のうち「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付け自審第1252号）に基づき届出が行われた自動車については、自動車の諸元が確定しており、積載物についてもISO規格の国際海上コンテナに限られ特殊性についての特別な審査を要しないことから、当該車両について基準緩和の認定一括処理が行えるよう所要の改正を行うことを予定しています。

2. 改正概要

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）別添「基準緩和自動車の認定要領」の改正内容は以下のとおりです。

(1) ①関係の改正

・ 基準緩和の認定を申請することができる自動車に以下の自動車を追加

長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する基準緩和自動車（幅が3.0メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるものに限る。）を運行するため、道路法第47条の2第1項の規定により道路管理者が通行条件として付した当該基準緩和自動車の前後を誘導するための自動車であって、誘導中のみ使用する緑色の点滅する灯火1個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものを含む。）を備えるもの

・ 申請者等

誘導される自動車の使用者と同一の者であって、当該自動車1両につき最大4両までとする。

・ 基準緩和の条件又は制限

緑色の点滅灯火の点灯は、積載物品が長大又は超重量で分割不可能な単体物品であって、幅が3.0メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超える基準緩和車両を誘導している場合に限る。

(2) ②関係の改正

・ 基準緩和の認定一括処理をすることができる自動車に以下の自動車を追加

「自動車型式認証実施要領について」（平成10年11月12日付け自審第1252号）別添「自動車型式認証実施要領」中「第3 新型自動車等取扱要領」に基づく新型自動車であって、ISO国際海上コンテナ（ISO規格の長さ40フィートコンテナ及び20フィートコンテナであって最大総重量が30.48トンであるもの及び長さ20フィートコンテナであって最大総重量24.00トンであるもの）を輸送することができる構造を有する被けん引自動車

・ 申請者等

基準緩和の認定一括処理の申請は、自動車の製作者又は製作者と販売契約を締結した者に限り行うことができる旨の明確化を行う。

3. スケジュール

平成19年夏頃までに施行することを検討しています。